



新エネルギーを活用する方を 支援します！

むらづくり振興課 森林環境係(☎内線143・145)

地球温暖化の原因となるCO₂の排出量が少なく、安定供給が可能なエネルギーとして、いま大きな期待を集めている「新エネルギー」。

川場村では、地球温暖化や環境負荷の低減に寄与し、環境にやさしい循環型の村づくり推進と環境への意識高揚を図るため、一般家庭で新エネルギー（太陽光発電システム、木質系エネルギー）を活用する方に対して、予算の範囲内において設置経費の一部を補助いたします。

川場村住宅用太陽光発電システム設置補助金

対象設備

村内において、自ら居住する住宅等にこれから設置される太陽光発電システム。

対象者

- ①発電システムの設置工事を当該年度中に完了し、実績報告書が提出できること。
- ②発電システムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回とし、世帯の全員が村税等を滞納していない家庭。

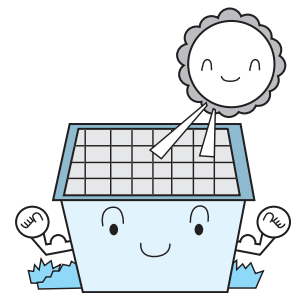
補助金額

設置する発電システムの最大出力値（kw）をもとに算出し、1kw当たり30,000円を乗じて得た額または150,000円のいずれか少ない額。

手続き

補助金の交付を受けようとする方は、対象設備の工事を始める前にむらづくり振興課へ申請してください。

- ①住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書
- ②発電システムの仕様書
- ③発電システム設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- ④発電システム設置予定箇所の位置図
- ⑤発電システムを設置しようとする場所の工事着手前の写真
- ⑥その他村長が必要と認めた書類



川場村木質系エネルギー導入促進事業費補助金

対象設備

薪等の木質系の燃料を使用するストーブ・暖炉及び付帯設備。

対象者

- ①村内の住宅等（併用住宅、集会場、事務所、店舗等を含む。）に対象設備を設置する人。
- ②村税に未納がない人。
- ③対象設備を当該年度中に完了し、実績報告書が提出できること。

補助金の額等

補助額は、対象設備の設置にかかる経費の2分の1以内とし、10,000円以上で100,000円を限度額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額。

手続き

補助金の交付を受けようとする方は、対象設備を設置する前にむらづくり振興課へ申請してください。

- ①木質系エネルギー導入促進事業費補助金交付申請書
- ②対象設備の設置にかかる経費・記載した見積書の写し
- ③対象設備の形状、規格等を説明する資料
- ④対象設備設置工事着手前の現況写真
- ⑤対象設備の設置予定場所及び付近の見取り図



対象になるペレットストーブ